

## 議員提出第4号議案

### 安城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の規則を次のとおり制定するものとする。

平成30年9月3日提出

安城市議会議員	松	尾	学	樹
〃	石	川	孝	文
〃	二	村		守
〃	神	谷	昌	宏
〃	白	山	松	美
〃	今	原	康	徳
〃	杉	山		朗
〃	深	津		修

### 安城市議会会議規則の一部を改正する規則

安城市議会会議規則（昭和48年安城市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第70条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条に次の3項を加える。

- 3 第1項及び第75条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムによる表決をとることができる。
- 4 電子採決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。
- 5 電子採決システムによる表決において、議長が表決を終了する宣告をした時点で、出席議員が賛成のボタンと反対のボタンのいずれも押していないときは、その出席議員は、棄権したものとみなす。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 一提案理由一

この案を提出したのは、電子採決システムの導入に伴い、必要があるため。